

## いばらき大使設置要綱

### (目 的)

第1 躍進する本県の姿と魅力を広く国内外に紹介し、本県のイメージアップと認知度の向上を図るため、「いばらき大使」(以下「大使」という。)を設置する。

### (委 嘱)

第2 本県出身者又は本県にゆかりのある者で、原則として県外に在住し、各界で幅広く活躍している者の中から、設置の主旨に賛同し、次の条件のいずれかに該当する者で知事が必要と認めた者に、大使として知事が委嘱する。

- (1) 知名度が高く、影響力がある者
- (2) 特定の分野で特に著名である者
- (3) 特にPRに有効な媒体・手段を持っている者
- (4) その他知事が特に必要と認めた者

### (任 期)

第3 大使の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中であっても次に該当する場合には、知事は委嘱を解くことができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 大使としてふさわしくない行為等が発覚した場合

### (任期の起算日)

第4 大使の任期については、委嘱した日の属する年度の初日から起算する。

### (役 割)

第5 大使は、自らの活動分野や各地域において、様々な機会を通じて本県のイメージアップと認知度の向上に努めるものとする。

### (活動支援)

第6 大使の活動を支援するため、次のものを配布するほか、SNS等を活用して、各種情報を提供するものとする。

- (1) 大使用名刺
- (2) 本県の特産品
- (3) 県広報紙
- (4) 観光冊子等の資料
- (5) その他県によるイベント情報のパンフレット等

### (事務局)

第7 大使に関する事務は、営業企画課において行う。

### (その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に委嘱した大使の任期は、平成18年度以前に委嘱したものにあっては、平成20年4月1日から起算し、平成19年度の委嘱者については、平成19年4月1日から起算する。
- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。